

改正

平成8年12月25日条例第30号

平成10年3月26日条例第5号

平成13年9月28日条例第11号

平成16年3月29日条例第4号

平成18年6月29日条例第19号

平成19年3月15日条例第15号

平成20年3月28日条例第17号

平成21年12月25日条例第27号

平成26年3月28日条例第5号

平成28年3月23日条例第2号

平成29年12月27日条例第17号

大和市小児医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小児」とは、本市に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業する日（中等教育学校の前期課程にあつては、修了する日）の属する月（以下「卒業月」という。）の末日までにある者（その者が中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者）をいう。ただし、当該卒業月の末日又は当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。

2 この条例において「児童等」とは、小児のうち満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（卒業月の末日（当該児童等が中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日）が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の

末日までにある者を含む。)をいう。

- 3 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者
- 4 前項各号の「父」には、母が当該小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
- 5 第3項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者が当該小児を養育しているものとみなす。
- 6 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

(対象者)

- 第3条** この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児を養育している者で、当該小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療の給付を受けることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童等についての医療費の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対象者の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない18歳に満たない者であって当該所得があった年の12月31日において当該対象者により生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のときは行わない。
 - (1) 児童等の誕生日が1月1日から6月30日までの間にある場合 当該誕生日の属する年の前々年の所得
 - (2) 児童等の誕生日が7月1日から12月31日までの間にある場合 当該誕生日の属する年の前年の所得
 - 3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
 - 4 第1項に規定する小児の疾病又は負傷には、次に掲げる小児に係る疾病又は負傷は含まない。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児
 - (3) 大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による助成を受けることができる小児
 - (4) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）による助成を受けることができる小児
- （助成の額）

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（助成の方法）

第5条 小児の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）に対象者が次条に規定する医療証を提示してその養育する小児が医療に関する給付を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、助成する額を直接対象者に支払うことができるものとする。

（医療証の交付）

第6条 小児の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（届出義務）

第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成8年条例第30号）

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成10年条例第5号）

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成13年条例第11号）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成16年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第3項及び第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則（平成18年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の規定及び第2条の規定による改正後の大和市小児医療費助成条例第2条第7項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は同年4月1日から、第3条第4項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第3項及び第3条第2項の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則 (平成20年条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく小児医療費助成事業医療証交付申請書の審査その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児に係る医療費について適用する。

附 則 (平成26年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市小児医療費助成条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける小児の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた小児の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成29年12月27日条例第17号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。